

公 告

公 告 第 482 号

令和 7 年 4 月 1 日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



任意継続被保険者の標準報酬については、下記の通りとする。

記

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日以降に資格取得した任意継続被保険者については、健康保険法第 47 条第 2 項の規程に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額（ただし、その額が 440 千円を超えるときは、440 千円を標準報酬月額の基礎とする報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）とする。

以 上